

消費者サポートセンター 会 報

【発行所】 〒577-0022
大阪府東大阪市荒本新町82-1オカベビル3E
特定非営利活動法人
消費者サポートセンター
TEL:06-6782-5811
FAX:06-6782-6675

事務局が移転しました！

NPO法人消費者サポートセンターでは、手狭になった事務局の移転を平成20年1月から、新旧事務所を併設した状態で事務を行ってまいりました。

何故かと言いますと、旧事務所は、ワンルーム程度の広さであり、電話とカラーボックスのみで、テーブル・書庫・机などの備品は何もありません。資金難のため、什器備品が揃わず、致し方なく、事務所を併設したままで2月まで事務を行ってきた次第です。

この度、ギリギリまで引っ張ってきた旧事務所の賃貸契約が契約切れとなったので、2月より新事務所での本格的事務開始となりました。とは言うものの、前述のとおり、什器備品は不十分で、今までが手狭だったので、何もないといった雰囲気は、否めませんが、新事務所の出発というか、目どころが立ったという感じです。ホッ

是非、新事務所にお越し下さい。

何もありませんが、会員の方も何かお茶ぐらいは飲みに来られるスペースを確保しております。お茶しか出ませんが、是非一報の上お越し下さい。相談会と勉強会も行っておりますのでお断りする場合があります。相談会と勉強会を優先しておりますので悪しからずご理解下さい。

新事務所へのアクセス

特定非営利活動法人
消費者サポートセンター

〒577-0022 大阪府東大阪市荒本新町82-1オカベビル 3E

TEL 06-6782-5811

FAX 06-6782-6675

近鉄けいはんな線「荒本」駅②番出口横 オカベビル3階



【ヤミ金融の撲滅を目指す！】



借金はず解決します！

ヤミ金最高裁判決 ヤミ金撲滅の追い風

6月10日、ヤミ金被害者が、賠償請求をした場合に損害金について最高裁で画期的判決がありました。これは、ヤミ金からの借り入れに関しては、元金部分を含めて全額の返還請求ができるというものです。下記の記事は、6月11日産経新聞の抜粋です。

ヤミ金被害者の賠償が認められる範囲を返済額全額とした10日の最高裁判決は、消費者保護に重点を置いたものだといえる。ヤミ金業者は、貸せば貸すほど手持ち資金を失うことになるため、判決がヤミ金撲滅の追い風となることは間違いない。

ヤミ金被害対策弁護団団長の宇都宮健児弁護士によると、出資法の制限金利(年利29・2%)を大幅に超える金利で金を貸した場合、下級審でヤミ金側の賠償責任が認定されるケースは多かったが、元本をどうみるかについては判断が分かれていたという。

元本は本来はヤミ金側の金だ。例えば、ヤミ金から10万円借りて15万円返済させられた場合、借り手が懐を痛めたのは5万円。この5万円のみを賠償額とする考え方は、商行為としては筋が通っているように思える。

しかし、この考え方では、ヤミ金側に元本の10万円が残ってしまう。ヤミ金はこの10万円を元手に新たな貸し付けをして、被害を拡大させる恐れがあった。

最高裁は、民法の「不法原因給付」規定の趣旨を踏まえ、この10万円もヤミ金から取り上げる効果のある判例を作った。

不法原因給付に当たるかどうかの判断基準としては「法律違反というだけでなく、社会の倫理、道徳を無視した醜悪なもの」という確定した判例がある。

この日の判決のケースでは、年利が数百%～数千%になっており、最高裁は貸し付けを「醜悪なもの」と認定した。どのような貸し付けが不法原因給付に当たるかは今後、判例を重ねるしかないが異常な高金利の貸し付けは、ほぼ当てはまるとみられる。判決は、「ヤミ金を法的に保護する必要は全くない」との強い姿勢を示したと評価できる。

会費未納の会員の方は速やかに納入の程よろしくお願い申し上げます。

これまでも多重債務の経験者や専門性を持ったスタッフが中心となり、ボランティア精神に基づき運営しております。しかし、おもに被害者で支える会費だけでは、消費生活者、行政、立法府および金融業界に影響を与えていく活動を進めながら被害者の救済に務め、団体の維持・運営を行うことは非常に困難となってきております。会費は、会の運営に必要不可欠なものです。何卒ご理解をよろしくお願い申し上げます。

■ 寄付のお願い ■

私たちは、多重債務、借金問題等の消費生活上の問題を抱える、クレジット・サラ金・商工ローン等の被害者に対して、専門性を持ったスタッフやクレサラ被害の経験者が中心となり、ボランティア精神に基づき運営してきています。しかし、おもに被害者で支える会員の会費だけでは、クレサラ・ヤミ金被害者の救済や立法活動など社会的価値を生み出し、社会に影響を与えていく活動を進めながら、団体の維持・運営を行うことは非常に困難です。NPO法人消費者サポートセンターでは、現段階において、法人税法上の収益事業を行っておらず、会費と活動趣旨に賛同してくださる方々からのあたたかいご寄付支援のみで運営しています。今後も、私たちの活動が継続できますように、お力をお貸しください。

皆様方のご賛同ご高配に感謝と共に今後も
何卒宜しくお願い申し上げます。

会費納入のお願い

会費は原則として前納でお願いいたしております。会の運営をさらに発展させるために、このお願いは全会員に配布させていただいておりますので、会費納入済の会員さんには、会報配布毎の度重なるご案内をご容赦くださいませ！

振込先 三菱東京UFJ銀行 東大阪中央支店 普通預金 3639657
株式会社ゆうちょ銀行(郵便局) 記号14120 番号93781501

特定非営利活動法人 消費者サポートセンター
(トクテイヒエイリカツドウホウジン ショウヒシヤサポートセンター)

相談活動

2008年.7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			ひとまち交 流館京都 13:00~ 17:00	大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		ひとまち交 流館京都 13:00~ 21:30
日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
大阪本部 事務所 10:00~ 17:00	ひとまち交 流館京都 13:00~ 21:30		ひとまち交 流館京都 13:00~ 17:00	大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		ひとまち交 流館京都 18:00~ 21:30
日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
大阪本部 事務所 10:00~ 17:00			ひとまち交 流館京都 13:00~ 17:00	大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		グリーン パル 被害者 交流会
日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23	24	25	26
大阪本部 事務所 10:00~ 17:00	ひとまち交 流館京都 18:00~ 21:00			大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		ひとまち交 流館京都 18:00~ 21:30
日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31		
大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		大阪本部 事務所 10:00~ 17:00		

